

# 告示

## 埼玉県告示第二百六十八号

平成四年埼玉県告示第五百三十五号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について）の一部を次のように改正し、令和八年四月十七日から施行する。

改正後の告示の規定は、令和八年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

令和八年四月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

表を次のとおり改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	五、七九九円	一四、五九七円
二十歳以上二十五歳未満	六、二六〇円	一四、五九七円
二十五歳以上三十歳未満	六、八七四円	一六、一九一円
三十歳以上三十五歳未満	七、一五七円	一九、六一〇円
三十五歳以上四十歳未満	七、五三四円	二二、四九九円
四十歳以上四十五歳未満	七、六九七円	二四、〇八四円
四十五歳以上五十歳未満	八、〇〇七円	二六、二三八円
五十歳以上五十五歳未満	七、八二一円	二六、八六八円
五十五歳以上六十歳未満	七、五三六円	二七、九四九円
六十歳以上六十五歳未満	六、四五〇円	二三、二三七円
六十五歳以上七十歳未満	四、四〇〇円	一七、七五五円
七十歳以上	四、四〇〇円	一四、五九七円